

久教文第 108 号
令和 5 年 7 月 4 日

久喜市文化財保護審議会 会長 板垣 時夫 様

久喜市教育委員会 教育長 柿沼 光夫

文化財の指定の是非について（諮問）

下記の文化財を、久喜市文化財保護条例第 5 条第 1 項の規定に基づく市指定文化財として指定することの是非について、貴審議会の意見を求めます。

記

種別	有形文化財（彫刻）
名称	木彫地固め額 嶋村俊明作
員数	1 点
所在地	久喜市栗橋北二丁目 15-1
所有者	八坂神社
管理者	—
指定物件の概要	<p>嶋村俊明（しゅんめい）作の木彫地固め額は、横幅 1820 mm×縦幅 1080 mm×奥行 106 mmのケヤキ材で、額本体（横幅 1580 mm×縦幅 840 mm）を四方枠（幅 240 mm）に嵌め込み、さらに裏面に歪み留め兼四方枠固定の用途として吸付棧（すいつきざん）を三ツ割縦方向に 2 本渡している。</p> <p>制作者は、枠の表面左下部刻銘から、「東京彫工嶋村十代唐四郎俊明」であることがわかる。嶋村家は、初代俊元が浅草の金龍山（きんりゅうざん）浅草寺（せんそうじ）の彫刻に携わって以降、江戸彫物の中心的存在であった。俊明（安政 2（1855）年～明治 29（1896）年）は、嶋村家の十代目にあたり、若い時からその技量は広く知られていた。明治維新後は牙彫（げちょう）も行うようになり、木彫同様の味わいを創出する妙技によって、さらに名声を博すようになる。</p> <p>作成年代は、額本体の表面下部刻銘から、「明治八（1875）年</p>

第六月」であることがわかる。また、年月銘の下部には 12 名の氏名が、同左側には世話人として 3 名の氏名が、それぞれ刻されている。このうち、文字部分は胡粉（ごふん）下地の上に青色で、縁等は朱色で、それぞれ彩色（さいしき）も施されている。また、世話人として名前のあがる「石川菊次郎」と「鈴木彦兵衛」の両名は、明治 8 年（1875）当時、栗橋宿で土木工事の請負業者であったことが確認されている。

画題は、彫刻としては珍しい地固め（地域によっては真棒洞突きともいう。）の様子が主題となっている。構図は三部構成で、向かって左には大和松を巻雲（けんうん）とともに、向かって右には親子が瓦葺の拝殿向拝部にお参りに来ている姿を巻雲とともに、それぞれ浮き彫りで表現している。中央には揃いの印半纏（しるしばんてん）を羽織る総勢 15 名の男衆がいて、扇子を口に当てて直立した音頭取りを除く 14 名が井桁（いげた）上に組んだ足場を中心に地固めを行っていて、その様子を顔の表情や姿勢等にいたるまで丸彫りの技法を用いて精緻に彫られている。さらに、額の背景全面に金箔が施された痕が残されている一方、男衆の口の中は朱色で、男衆が羽織る印半纏の前面の襟部には「まつり」の文字が陰刻に朱色で、印半纏の背紋（せもん）には同じ職人集団を示す意匠化した文様が陽刻に朱色で、同背面腰柄（こしがら）には角字（かくじ）を陽刻して胡粉下地に青色で、それぞれ彩色も施されている。1 枚の板を彫り込む際、額の左右を浮き彫りにして、中央を丸彫りの技法を用いて彫り込んでいるのは、地固めの様子が手前に飛び出して見える立体的な効果を狙ったことと思われ、細部にいたるまで技法の豊富さと技量の高さが感じられる彫刻作品となっている。

名工と称される嶋村俊明制作の彫刻が、木彫・牙彫あわせてもわずか 10 数例しか確認できず、このうち、現存する木彫額は本作品を除くと額の枠部分のみが彫刻された 2 点に過ぎない。額本体の彫刻は極めて珍しく希少性が高いとともに、俊明の署名があり、かつ、その技法や技量を示す本作品は、今後、俊明の作品を考えていくうえでも重要な木彫額になると考えられる。







